

北海道公立大学法人札幌医科大学広告掲載要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、北海道公立大学法人札幌医科大学（以下「法人」という。）が保有する資産（建物、物品及び印刷物並びに法人が管理するインターネット上のホームページ等をいう。以下「法人資産」という。）を民間企業等の広告（法令等に基づく表示又は国、地方公共団体その他の公共団体若しくはこれらの委託を受けた者が公共のためにする表示であって、代金を徴収することが適当でないと理事長が認めるものを除く。以下「広告」という。）を掲出し、又は掲載する媒体（以下「広告媒体」という。）として活用することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(法人資産の有効活用)

第2条 法人資産を所管する各課及び各室等の長（以下「課長等」という。）は、その管理する法人資産の未利用部分を広告媒体として活用することにより、法人の新たな収入を確保し、もって法人の事業推進に寄与するよう努めるものとする。

(法人資産の適正な使用)

第3条 法人資産を広告媒体として広告をする者は、北海道公立大学法人札幌医科大学会計規程（平成19年4月1日規程第43号。以下「会計規程」という。）その他関係法令等の定めるところに従い、法人資産を適正に使用しなければならない。

2 課長等は、その所管する広告媒体について、屋外に掲出するものを募集するときは、あらかじめ、当該広告の規格等が北海道屋外広告物条例（昭和25年北海道条例第70号。以下「屋外広告物条例」という。）又は当該法人資産が所在する市町村の屋外広告物等に関する条例等の規定に違反しないものであることを確認した上で募集しなければならない。

(広告の範囲)

第4条 法人資産を広告媒体とする広告の掲出又は掲載（以下「広告掲載」という。）は、法人の事務又は事業に支障を及ぼさず、かつ、その用途又は目的を妨げない範囲内で行うものとする。

2 広告の内容が次の各号のいずれかに該当するものは、広告掲載の対象としない。

- (1) 法令等に違反するもの又はおそれのあるもの
- (2) 公の秩序又は善良の風俗を害するもの又はおそれのあるもの
- (3) 基本的人権を侵害するもの又はそのおそれのあるもの
- (4) 政治性のあるもの
- (5) 宗教性のあるもの
- (6) 社会問題についての特定の主義又は主張に当たるもの
- (7) 個人又は法人の名刺広告
- (8) 良好な景観の形成又は風致の維持等を害するおそれがあるもの
- (9) 内容又は責任の所在が不明確なもの

(10) 虚偽の内容若しくは事実と異なる内容を含むもの又は事実を誤認するおそれがあるもの

(11) 比較広告

(12) その他法人資産の性質等に照らし広告を掲載することが適当ではないと認められるもの

3 広告掲載に係る業種及び事業者並びに前項に規定する広告掲載の内容に係る基準（以下「広告掲載基準」という。）は別に定める。

(広告掲載の付記事項等)

第5条 課長等は、広告掲載に当たっては、当該広告が民間企業等の広告であることを明確にするため、原則として、法人の広報等と広告掲載欄とを区分し、及び当該広告掲載欄に「広告欄」等の文言を記載して企業等の広告欄であることを明示するとともに、必

要に応じ、広告の内容に関する責任の帰属に関することその他必要な事項を注記するものとする。

（広告掲載希望者の募集）

第6条 課長等は、その所管する誌面等を広告媒体とする広告を掲出し、又は掲載しようとするときは、本要綱及び広告掲載基準に定めるもののほか、広告掲載に関し必要な事項を個別の要領に定め、理事長は、次に掲げる募集の条件を明示して、広告掲載を希望する者（以下「広告 掲載希望者」という。）を募集する。

また、課長等は、経営企画課長に本学ホームページへの掲載を依頼する。

- (1) 広告媒体の名称及び内容
- (2) 募集する広告の規格及び数量並びに広告掲載の期間
- (3) 広告掲載の範囲及び基準
- (4) 申込みの時期及び方法
- (5) 広告掲載料の基準となる額
- (6) その他理事長が定める事項

（広告掲載の申込み）

第7条 広告掲載希望者は、広告掲載申込書（別記様式1）により課長等を経由して理事長に広告掲載を申し込むものとする。

（広告の選定）

第8条 課長等は、前条の規定による申し込みがあったときは、本要綱及び広告掲載基準等に定める広告掲載の範囲及び基準に適合するもののうち、広告の内容、広告掲載料等を総合的に勘案の上、掲載する広告を選定する。

- 2 課長等は、前項の選定結果について、総務課長に協議することとする。総務課長は、当該広告が屋外に掲出するものであるときその他必要があると認めるときは、当該選定に係る広告掲載の可否を審査するため、第9条の広告掲載審査会に付するものとする。
- 3 理事長は、前項の協議結果に基づき、掲載する広告を決定する。

（審査機関）

第9条 広告掲載の可否を審査するため、広告掲載審査会（以下「審査会」という。）を設ける。

- 2 審査会の委員長は経営担当理事をもって充てる。委員は医学部副学部長（教務）、保健医療学部副学部長（教務）、医療人育成センター副センター長、附属病院副院長（診療）、企画管理部長及び病院事務部長をもって充てる。
- 3 委員長は前項に定める委員のほか、広告媒体及び審査する内容に関連する事務を所管する課長又は参事を臨時の委員として加えることができる。
- 4 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代理する。

（審査会の会議）

第10条 審査会は、総務課長から広告掲載の可否に係る審査の依頼があったとき、若しくはその他委員長が必要と認めるときに、委員長が招集する。

- 2 審査会は、委員長がその議長となる。
- 3 審査会は、委員の過半数以上が出席しなければ開くことができない。
- 4 議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
- 5 広告掲載の可否については、本要綱及び広告掲載基準等に定める広告掲載の範囲及び基準に適合するもののうち、広告の内容、広告掲載料等を総合的に審査する。

（審査会の庶務）

第11条 審査会の庶務は、総務課において処理する。

(広告掲載希望者への通知)

第12条 理事長は、第8条第3項の選定結果について、申込みを行った広告掲載希望者に通知(別記様式2)する。

(契約書の作成等)

第13条 理事長は、第8条第3項の選定結果を受けて契約書を作成し、又は当該広告掲載の決定を受けた申込者(以下「広告主」という。)から請書若しくは承諾書(別記様式3)を徴取するものとする。

2 前項の契約書、請書又は承諾書には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- (1) 広告掲載の内容に関する事項
- (2) 広告掲載料に関する事項
- (3) 第13条、第15条及び第16条に定める事項
- (4) その他理事長が必要と認める事項

3 前2項に関する庶務は、課長等において処理する。

(広告掲載の取消し)

第14条 理事長は、次の各号のいずれかに該当するときは、広告掲載期間中であっても、広告主への催告等を行わずに広告掲載を取り消すことができる。

- (1) 指定する期日までに掲載する広告の提出がないとき。
- (2) 広告主が法人の信用を失墜し、業務を妨害し、若しくは事務を停滞させるような行為を行ったとき。
- (3) 広告主が社会的信用を著しく損なうような不祥事を起こしたとき。
- (4) 広告主の倒産、破産等により広告を掲載する必要がなくなったとき。
- (5) 広告主が書面により、掲載取下げを申し出たとき。
- (6) 法人の業務上、やむを得ない事由が生じたとき。

(広告掲載料の徴収)

第15条 広告主から徴収する広告掲載料の基準となる額は、類似の取引事例を勘案の上、課長等が事前に定めるものとする。

(広告掲載料の返還)

第16条 既に納付した広告掲載料は、還付しない。ただし、広告主の責めに帰すことができない事由により、広告掲載を中止し、又は広告掲載に係る契約を解除したときは、この限りでない。

(広告主の責務)

第17条 広告主は、広告の内容等、掲載された広告に関する一切の責任を負うものとする。

2 広告主は、広告の内容等が第三者の権利を侵害するものではないこと及び広告の内容等に関わる財産権のすべてにつき権利処理が完了していることを法人に対して保証するものとする。

3 第三者から、広告に関連して苦情の申立て又は損害賠償の請求等がなされた場合は、広告主の責任及び負担において解決しなければならないものとする。

(協議)

第18条 法人資産を媒体とする広告の実施に関し、この要綱に定めのない事項について疑義が生じた場合は、理事長及び広告主が協議するものとする。

(その他)

第19条 広告掲載に係る財務に関する事項は、会計規程その他関係規程の定めるところによるものとする。

3 本要綱及び広告掲載基準に定めるもののほか、法人資産を広告媒体とする広告の実施に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附則

この要綱は、平成23年4月1日より施行する。